

2020年6月18日
公益社団法人日本広告審査機構

報道関係各位

JARO 審査基準改定について

近年、当機構で審議した案件のうち、審査結果分類基準最上位の「警告」と判定されるものの中には、著しく不適正な広告・表示が多く、課題となっていた。そこで、こうした悪質なものに対して、現状の「警告」より強く適正化を求める「厳重警告」を新設することとした。見解発信後においてもより厳しい対応を取り、広告関係9団体(※)とも連携して広告・表示の適正化に取り組んでいく。このほか、「提言」は、「要望」との序列を明確にするため「助言」と改称した。

新基準の運用は2020年4月の委員会からとする。

※広告関係9団体：広告審査協会、関西広告審査協会、日本広告業協会、日本新聞協会、日本民間放送連盟、日本雑誌広告協会、全日本広告連盟、日本アドバイザーズ協会、日本インタラクティブ広告協会

問題レベル	旧基準	新基準	新基準の定義
レベル1	提言	助言 (名称変更)	広告または表示が、消費者の誤解を招く、または社会的・道義的問題等を有する可能性があるため、修正等の検討を求めることが必要と認められるもの。
レベル2	要望	要望	広告または表示が、実際のものより著しく優良・有利に表現され広告・表示関係法令に抵触する疑いがあるもの、または消費者の誤認を招くおそれがあることから、当該広告または表示の削除または修正を求めることが必要と認められるもの。
レベル3	警告	警告	広告または表示が、実際のものより著しく優良・有利に表現され、消費者に誤認を与えるもの、または広告・表示関係法令に抵触することが明らかであることから、当該広告または表示の速やかな削除または修正を求めることが必要と認められるもの。 この見解に従わない場合は、業務委員会の審議を経て、公表、告発等の措置を取ることができる。
レベル4		厳重警告 (新設)	警告相当の広告または表示であって、問題箇所の数、消費者に誤認を与える程度等により、その不当性が特に高いと認められることから、当該広告または表示を直ちに削除または修正することが必要と認められるもの。 この見解に従わない場合は、業務委員会の審議を経て、公表、告発等の措置を取る。

【参考】旧審査基準

- ・ 警告 広告および表示事項が関係法令に抵触することから、当該広告の即時排除もしくは当該表示の撤回が必要と認められるもの。
- ・ 要望 広告および表示事項が消費者に誤認を与えるおそれのあるもの、または関係法令に抵触するおそれがあり、当該表示の修正を求めることが必要と認められるもの。
- ・ 提言 広告および表示事項の一部が消費者に誤認を与えるおそれがあるため、検討を求めることが必要と認められるもの。

《JAROについて》

名称 公益社団法人日本広告審査機構(JARO)
事務局住所 東京都中央区銀座 2-16-7 恒産第1ビル
理事長 西澤 豊
設立 1974年8月28日
(社団法人許可1974年10月15日、公益社団法人認定2011年4月1日)
会員数 894社(2020年5月現在)